

DV被害者一時保護施設退所者の方

対象者の要件

次の要件のいずれかを満たしていること

- ①川崎市内の一時保護施設に入所し、退所する予定の方又は退所後2年未満の方
- ②川崎市のDV被害者担当窓口でDVを理由として相談して、市外の一時的保護施設に入所し、退所する予定の方又は退所後2年未満の方

必要書類

「川崎市居住支援制度利用申込書（第5号様式）」に確認スタンプを押したものを、「印鑑」

※ その他必要書類を求められることがあります。

要件を満たしていますか？

はい

満たしています。



お客様は居住支援制度をご利用いただけます。
対象者であることを確認しますので、まずは、まちづくり局住宅整備課へお問い合わせください。

住宅整備課
電話 044-200-2997

手続きの流れ

いいえ

満たしていません。



申し訳ございませんが、お客様は居住支援制度の対象者ではございませんので、本制度はご利用いただけません。

保証人がいらっしゃらない場合は、民間の家賃保証会社をご利用ください。